

# Assist SaaS Manager 利用規約

ソニービズネットワークス株式会社（以下「当社」といいます。）は、当社が別途定める「NURO Biz 利用規約本則」の個別規約として、Assist SaaS Manager 利用規約（以下「本規約」といいます。）を以下のとおり定めます。本サービス（第3条（用語定義）にて定義します。）には、NURO Biz 利用規約本則と本規約があわせて適用され、NURO Biz 利用規約本則にかかる契約が終了した場合、本規約にかかる契約も終了するものとします。本規約と NURO Biz 利用規約本則の内容が矛盾・抵触する場合は、本規約の内容が優先するものとします。

## 第1条（本規約の目的）

本規約は、当社が提供する本サービスの利用について定めます。本サービスの利用を希望する者（以下「申込希望者」といいます。）が第5条（本サービスの申込方法）に従い利用申込を行ない、当社が第6条（利用申込の承諾）に従い、これに対する承諾を行なった場合に、両者間に本規約所定の条件を内容とする本サービスに関する本契約（第3条（用語定義）にて定義します。）が成立します。契約者（第3条（用語定義）にて定義します。）は、本規約を誠実に遵守するものとします。

## 第2条（本規約の範囲）

- 本規約は契約者と当社との間の本サービスに関する一切の関係について適用されるものとします。
- 当社が本サービスの円滑な運用を図るために必要に応じて、当社の提供するビジネス向けブロードバンドソリューションサービスのホームページ（<https://biz.nuro.jp/>）（以下「本件ホームページ」といいます。）での掲載等を通じて契約者に通知する本サービスの利用に関する諸規程は、本規約の一部を構成するものとします。
- 契約者は、本サービスを使用する契約者の従業員等に対して、本規約の内容を遵守させるものとします。

## 第3条（用語定義）

本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
法人等	法人若しくはそれに準じる団体又は営利を目的とする個人事業主。
本サービス	当社が法人等に対し、本規約に基づき提供する Assist SaaS Manager と称するサービス。
オプションサービス	本サービスのうち、標準的なメニューとして提供されず、追加で申込が必要となるサービス。

契約者	本規約に同意のうえ、本サービスを利用する法人及び事業を営む個人。
サービス資料等	当社が本サービスの利用条件等を定める本件ホームページ、当社が提示するサービスマニュアル、見積書、申込書等（名目の如何は問いません。）、本サービスの詳細を定めたもの。
本契約	契約者が本規約及び資料等に同意することで当社との間で成立する本サービスに関する利用契約。
API 連携機能	契約者が本サービスを通じて、各種クラウドサービスへアクセスする機能、または当社が契約者より提供された API トークンを用いてクラウドサービス提供者のシステムに接続することにより、以下の処理を可能とする機能をいいます。 ① 契約者に関する情報を取得し、本サービス上に反映・一覧表示する処理 ② クラウドサービスまたはクラウドサービス提供者が保有する契約者に関する情報の更新処理

#### 第4条（本サービスの範囲）

- 当社は、日本国内の契約者に対してのみ本サービスを提供します。
- 当社は、本規約及びサービス資料等（以下「本規約等」といいます。）に基づき、契約者に本サービスを提供するものとします。
- 契約者は、コンピューター端末、通信機器、通信回線その他契約者が本サービスを利用するうえで必要となる利用環境を自らの費用と責任で調達、保持及び管理するものとします。

#### 第5条（本サービスの申込方法）

- 申込希望者は、本規約等に定める条件の全てに同意の上、当社が別途定める手続に従い申込みをするものとします。
- 前項の利用申込により、当社は申込希望者が本規約等の内容に同意したものとみなします。
- オプションサービスのみの申込は行えません。

#### 第6条（利用申込の承諾）

- 当社は、申込希望者から本サービスの利用申込があった場合は、当社の裁量により、当社が当該申込希望者を契約者として登録することにより、かかる利用申込を承諾します。
- 当社は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、本サービスの利用申込を承諾しないことがあります。  
(1) 申込希望者が本規約等に定める条件に違反するおそれがあると当社が判断したき。

- (2) 当社が本サービスを提供するために必要なシステム環境を整備、維持及び保守することが技術上著しく困難なとき。
  - (3) 申込希望者が本サービスにかかる料金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断したとき。
  - (4) その他本サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
3. 当社が、申込希望者による本サービスの利用申込みを承諾した後であっても、かかる申込希望者が前項のいずれかに該当することが判明した場合、当社はその承諾を取り消すことができます。

## 第7条（契約の成立）

本契約は、当社が前条に従って利用申込を承諾した時点で成立するものとします。尚、当社の契約者に対する債権は、この時点で発生するものとします。

## 第8条（本サービスの内容及び本規約等の変更）

当社は、本サービスの内容及び本規約等を契約者の許諾を得ることなく必要に応じて変更することができるものとします。本サービスの内容及び本規約の変更について、当社は本件ホームページ上、もしくは当社が適当と判断する方法にて契約者に通知するものとします。但し、サービス資料等の変更については、当社が重要な変更であると判断したもの除き、契約者に通知しないものとします。本条に定める変更について、契約者は 30 日以内に本サービスを解約しない限り、当該変更を承諾したものとみなします。

## 第9条（知的財産権）

本サービス及び本サービスにおいて当社が契約者に提供する一切の物品及び資料等（有体物、無体物を問わず、以下「提供物」といいます。提供物には本規約等も含まれます。）に関する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含みます。）及び著作者人格権、特許権、商標権、並びにノウハウなどの一切の知的財産権は、当社または原権利者に帰属するものとします。

## 第10条（禁止事項）

1. 契約者は、提供物について次の各号に定める行為を行なってはならないものとします。
  - (1) 提供物を当社が認めた本サービスの利用目的以外の目的で使用すること。
  - (2) 提供物の複製、分解、追加、付加、編集、消去、削除、改変、改造その他方法、態様の如何を問わず提供物の現状を変更すること。
  - (3) 提供物のリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルその他方法、態様の如何を問わず提供物の解析を行うこと。
  - (4) 提供物につき、有償無償を問わず、譲渡、転貸、質入、担保設定その他態様の如何を問わず占有の移転、使用権の設定等を行なうこと。
  - (5) 有償無償を問わず、本サービスを受ける権利の譲渡、再許諾、再販売、担保設定

- その他態様の如何を問わず使用許諾等を行なうこと。
- (6) 著作権表示、所有権を表す標章等を削除、除去その他方法、態様の如何を問わず変更すること。
  - (7) 本サービスの競合サービス開発のための利用
  - (8) その他提供物に付された取扱マニュアル等にて禁止されている行為。
2. 前項に加え、契約者は、本サービスについて次の各号に定める行為を行ってはならないものとします。
- (1) 当社又は第三者の財産権（知的財産権を含みます。）、プライバシー、名誉、その他の権利を侵害する行為。
  - (2) 本サービスを違法な目的で利用する行為。
  - (3) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為。
  - (4) 意図的に有害なコンピュータープログラム等を送信する行為。
  - (5) 当社の設備に無権限でアクセスする行為。
  - (6) 本サービス及びその他当社の事業運営に支障をきたすおそれのある行為。
  - (7) 法令、本規約等若しくは公序良俗に反する行為、当社もしくは第三者の信用を毀損する行為、及び当社若しくは第三者に不利益を与える行為。
  - (8) 第三者サービスの利用規約等に反する行為。
  - (9) その他前各号に該当する恐れがある行為又はこれに類する行為。

## 第11条（ユーザーID及びパスワードの管理）

- 1. 契約者は、自己の責任において、本サービスに関するユーザーID及びパスワードを適切に管理及び保管するものとし、これを第三者に利用させ、又は貸与、譲渡、名義変更、売買等してはならないものとします。
- 2. ユーザーID又はパスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等によって生じた損害に関する責任は契約者が負うものとし、当社は一切の責任を負いません。
- 3. 契約者は、ユーザーID又はパスワードの盗難又は第三者による使用が判明した場合には、直ちにその旨を当社に通知するものとします。

## 第12条（メインテナンス）

当社は、別途当社の定める日程でシステムのメインテナンス作業を行うことがあります。契約者は、かかるメインテナンス作業実施中は本サービスを利用できないことがあります。

## 第13条（データの利用）

契約者は、契約者が本サービスを利用することによって当社が取得する利用履歴データおよびログデータに対し、契約者を特定できないよう適切な加工を実施した上で、次の各号に掲げる目的に利用できるものとします。

- (1) 本サービスおよび関連システムの改善、改良
- (2) 契約者の業務に関連したご提案

- (3) 本サービスの PR への活用（公表することを含みます）
- (4) 当社における新商品・サービスの企画・開発

#### **第14条（データの保全）**

契約者は、本サービスの利用に関連して入力、提供又は伝送するデータのうち必要な情報を自己の責任で保全しなければならないものとします。

#### **第15条（機密情報の取扱い等）**

契約者及び当社は、本サービスの利用に関連して、相手方から書面、口頭その他の方法により開示、提供を受け、又は本件業務を遂行する過程で知り得た情報のうち、秘密である旨可視的な表示がされた情報（以下「機密情報」といいます。口頭又は視覚によって開示、提供を受け又は知り得た情報は、相手方から秘密である旨を開示時に伝達され、当該開示後 30 日以内に当該情報を記載した書面を秘密である旨の表示がなされた上で交付された情報に限り、機密情報とみなされます）を、厳に機密として扱い、本契約期間中及び本契約終了後 2 年間、第三者に開示、漏洩せず、本契約の履行の目的以外に使用してはならないものとします。

#### **第16条（本サービスの中止・中止）**

当社は、次の各号に掲げる場合、本サービスの提供を中止・中止することがあります。

- (1) 当社のシステム環境の保守上やむを得ないとき。
- (2) 天災、事変、その他非常事態が発生し、もしくは発生するおそれがあるとき。
- (3) 当社が設置するシステム環境又は本サービスにかかるソフトウェアの障害、その他やむを得ない事由が生じたとき。
- (4) その他当社が本サービスの運用の全部または一部を中止・中止することが望ましいと判断したとき。

#### **第17条（本サービスの終了）**

1. 当社は、当社の判断で本サービスの提供を終了することができるものとします。
2. 当社は、前項の規定により、本サービスの提供を終了する場合は、事前に契約者にその旨を、当社が適当と判断する方法にて通知します。

#### **第18条（利用資格の停止）**

当社は、契約者が次の各号に掲げるいずれかの場合に該当すると判断したときは、契約者の本サービスの利用資格を、当社が必要と判断する期間、停止することができるものとします。

- (1) 本サービスの利用料金、及びその他の債務について、支払期限を経過し、なお支払わないとき。
- (2) 当社の名誉若しくは信用を毀損したとき。

- (3) 第10条（禁止事項）の規定に違反したとき。
- (4) 前三号のほか、本規約等に反する行為であって、本サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると当社が判断する行為をしたとき。
- (5) 当社に損害を与えたとき。
- (6) その他、契約者として不適当と当社が判断したとき。

#### 第19条（当社による契約解約）

1. 当社は、次の各号に掲げる事由のいずれかが発生した場合、あらかじめ契約者に通知することなく、本契約を解約することができるものとします。
  - (1) 当社が、第18条（利用資格の停止）に従い、契約者の本サービスの利用資格を停止した後、合理的な期間が経過したにもかかわらず、なおかかる利用資格の停止の原因となった事実が解消されないとき。
  - (2) 第18条（利用資格の停止）の各号に定める事実が存在し、かかる事実の存在が当社の業務に著しい支障をきたすために、契約者の本サービスの利用資格の停止のみでは不充分と当社が判断したとき。
  - (3) 契約者が、差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立を受けたとき。
  - (4) 契約者が、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立を受け、又は自ら申立をしたとき。
2. 前項の各号に規定する場合に加え、第16条（本サービスの中止）に定める本サービスの利用の中止・中止の期間が、かかる中断・中止をした日から起算して1年間を経過した場合、当該1年間を経過した日において本契約は解約されるものとします。

#### 第20条（契約者による契約解約）

契約者は、別途当社が定める方法に従って、当社に届出を行うことにより、本契約を解約できるものとします。

#### 第21条（契約終了後の措置）

1. 本規約に従い、本契約が解約された場合又は本契約が終了した場合、契約者は当社の指示に従い、本サービスの利用終了にかかる手続きを行うものとします。
2. 契約者は、第22条（利用料金の支払義務）に従い本サービスの利用料金の支払いを行うとともに、本サービスに関連して発生した当社に対する全ての債務を、当社の指示する方法で支払うものとします。なお当社は、既に支払われた本サービスの利用料金については一切払い戻しいたしません。
3. 本契約が解約された場合又は本契約が終了した場合でも第9条（知的財産権）、第13条（データの利用）、第26条（非保証・責任の制限）、第30条（準拠法）、第31条（紛争の解決）及び本項については、効力を有するものとします。

## 第22条（利用料金の支払義務）

1. 本サービスの利用料金及び契約期間は別途サービス資料等に定めるものとします。
2. 契約期間において、第18条（利用資格の停止）に定める事由により、契約者が本サービスを利用することのできない状態が生じた場合、契約者はかかる期間中の本サービスの利用料金を負担するものとします。
3. 前二項の規定にもかかわらず、次の表の左欄に定める事由により、契約者が本サービスを利用できない期間の本サービスの利用料金については、契約者はその支払いを要しないものとします。但し、本サービスの全ての機能が使用できなかった場合に限ります。

事由	支払いを要しない料金
1. 契約者の責めによらない理由により、本サービスが全く利用できない状態が生じた場合（2欄に起因する事象に該当する場合を除きます。）に、かかる事情を当社が知った時刻（以下「起算時刻」といいます。）から起算して24時間以上その状態が連続したとき。	起算時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する利用料金。
2. 本サービスの停止を行ったとき。	本サービスの停止を行った日から起算して、再び利用できる状態となった日の前日までの日数に対応する利用料金。

4. 当社は、前項に定める契約者が支払いを要しないこととされた利用料金を、契約者が既に支払っているときは、かかる支払済み利用料金を契約者に返還します。
5. 当社は、必要に応じて、契約者の承諾を得ることなく利用料金を変更することができるものとします。かかる利用料金の変更については、当社より、当社が適当と判断する方法にて、契約者に通知された時点で効力を生じるものとします。
6. 利用者は、本サービスの利用契約の有効期間の中途で、当該利用契約成立時点を利用を申し込んだ利用者アカウントの数から更に利用者アカウントの利用の数を追加した場合、当該追加月の翌月から当該有効期間満了月までの残余期間に相当する利用料金を支払うものとし、以後も同様に、当該利用契約成立時点で利用を申し込んだ利用者アカウントの数を基準に追加を希望する利用者アカウントの数に係る利用料金を支払うものとします。なお、本サービスの利用契約の契約期間が更新された場合、更新前の契約期間において利用を申し込んだ利用者アカウント（追加分を含みます）の数を基準として、新たな契約期間における利用者アカウントの数の追加を算出するものとし、以後も同様とします。
7. 利用者は、本サービスの利用契約の有効期間の中途で、当該利用契約成立時点で利用を申し込んだ本サービスのプランを上位のプランにアップグレードをした場合、当該アップグレードをした月から当該有効期間満了月までの残余期間に相当する利用料金を支払うものとします。

## 第23条（利用料金の扱い及び支払方法）

- 当社は、前条に定める本サービスの利用料金を、次の各号に掲げる条件に従って扱います。
  - 本サービスの利用料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
  - 当社は、契約者から支払われた金額について、その充当すべき料金等の指定がないときは、当社が別に定める順序で充当します。
  - 当社は、災害が発生したとき、又は発生するおそれがあると当社が判断したときは、本規約の規定にかかわらず、臨時に、その料金に関する費用を減免することがあります。
- 契約者は本サービスの利用料金の支払いについて次の各号に掲げる事項を遵守して支払いを行なうものとします。
  - 当社が定める期日までに、支払期日の到来する順序に従って支払うこと。
  - 当社が指定する金融機関等において支払うこと。

## 第24条（契約期間及び解約）

- 本サービスの契約期間は、本サービスの利用開始月（本サービス利用権に関するアカウント等の発行がなされた月を指します。本サービスの利用開始月に先行してトライアルとして使用する期間（第28条1項で定めます）が存在する場合、トライアルとして使用する期間を除きます）の月初から起算して12ヶ月間とします。なお、契約者から契約期間終了月の1ヶ月前までに更新を希望しない旨の申し出がない場合、契約期間は自動で12か月更新され、以後同様とします。
- 本サービスの解約を希望の場合は、解約希望月の1ヶ月前までに申し出をいただく必要があります。
- 前2項の申し出は、当社指定の書式により期限までに不備なく提出頂く必要がございます。
- 契約者は、第2項の規定により本契約を解約する場合、解約手数料として月額の本サービス利用料に契約期間の残月数を乗じた金額を当社が別途定める方法及び支払期日に従い、当社に一括して支払うものとします。

## 第25条（再委託）

当社は、本サービスの提供に関する業務の一部を、当社の裁量により、契約者の同意を得ることなく、また、契約者に事前又は事後の通知をなすことなく、第三者に対して委託することができるものとします。

## 第26条（非保証・責任の制限）

- 当社は、契約者が本サービスに基づき契約者が取得又は利用する一切の情報の内容の

最新性・適時性・正確性・完全性については保証しません。

2. 当社は、本サービス、提供物その他本サービスにより契約者が取得し得る一切の情報が、契約者の特定の目的に適合すること、期待する機能・商品的価値・正確性・有用性を有すること、契約者による本サービスの利用が契約者に適用のある法令又は業界団体の内部規則等に適合すること、不具合が生じないこと、本サービスの利用に関する問題を解決すること、本サービスを通じて提供されるコンテンツが適法に利用可能であること、当社以外が提供するサービス等の利用規約等を遵守していること及び第三者の権利を侵害しないこと等について、何ら保証するものではありません。
3. 契約者が本サービスの利用により第三者（他の契約者も含みます。）に対し損害を与えた場合、契約者は自己の責任でこれを解決し、当社にいかなる責任も負担させないものとします。
4. 当社は、第22条（利用料金の支払義務）第3項に掲げる表の左欄に定める事由が、当社の責によるものであると判断する場合、かかる事由により契約者が本サービスを利用できず、第22条（利用料金の支払義務）第3項の定めに従い本サービスの利用料金の支払いを要しない期間、かかる期間の利用料金を請求しないものとします。
5. 前項に定める場合を除き、当社は、本サービスの提供により生じる結果及び本規約に従って行った行為の結果について、いかなる理由（本サービスの提供に必要な設備・ソフトウェアの不具合・故障、本サービスの変更、中断、停止、廃止、第三者による不正侵入、契約者のデータの毀損・滅失、商取引上の紛争を含むがこれらに限りません。）があろうとも、契約者に対して一切責任を負わないものとします。
6. 当社が本契約において、契約者に賠償する金額は、当社の履行又は不履行による損害であっても、また契約責任、不法行為責任その他いかなる法理に基づくものであっても、本条第5項に定める場合を含め、契約者に損害が発生した時点から起算して直近6ヶ月間に当社が契約者から受領した本サービスの利用料金を超えないものとします。
7. API連携機能を利用することによるクラウドサービス及びクラウドサービス提供者のシステムへのアクセス、契約者に関する情報の取得、一覧表示、蓄積、更新、加工・編集等の利用をするためのクラウドサービス上のクラウドサービスID、クラウドサービスパスワードの自動入力及びトークンの利用は、契約者自身が本サービスを利用することに関する補助として当社が提供する機能を、契約者が自らの意思で利用することによるものであり、契約者は、これらの利用により生ずる結果全てについて責任を負うものとします。当社は、これらの行為の当事者、使者、代理人又は仲立人等とならず、これらの行為により生ずる結果について一切責任を負わないものとします。また、契約者が入力した情報について、契約者は自身で入力情報の真偽や入力方法の正確性を確認するものとし、当社は表示された情報の正確性や更新結果等が実態を正確に反映していることを保証するものではありません。

## 第27条（権利義務の譲渡）

契約者は、当社の書面による承諾がない限り、本規約等より生じる権利及び義務の全部又

は一部を第三者に譲渡し、又は担保の用に供してはならないものとします。

### 第28条（その他）

1. 本サービスは、テスト等の目的で当社が別途定める期間、トライアルとして無償で使用することができます。この場合本規約の「契約者」は本規約等に同意のうえトライアルで本サービスを利用する法人または個人の意に読み替えるものとし、当該利用者は、当該トライアルでの使用と矛盾しない本規約等の規定が適用されることを承諾するものとします。
2. 前項の無償で使用することができる期間終了後2か月以内に、トライアルでない本契約が成立しない場合、かかるトライアルで使用した期間中に本サービスに登録したデータを当社が消去することについて承諾するものとします。

### 第29条（分離性）

本規約のいずれかの条項が無効とされた場合であっても、本規約の他の条項は、継続して完全な効力を有するものとします。

### 第30条（準拠法）

本規約等の成立、効力、解釈及び履行については日本国法に準拠するものとします。

### 第31条（紛争の解決）

1. 本規約等の条項又は本規約等に定めのない事項について契約者と当社の間に疑義を生じた場合、契約者及び当社は双方誠意をもって協議解決するものとします。
2. 本規約に関する紛争は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

### 附則

本規約は2025年6月17日より実施します。